

特別養護老人ホーム整備事業者の募集にかかる質問及び回答

番号	質 問	回 答
1	<p>・サテライト型特養を建築する場合、地域密着型ではなく、広域型特養でもサテライト型として整備が可能か。 ※(40室の広域型特養での検討)</p>	<p>サテライト型居住施設(サテライト型特養)とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設のため、指定介護老人福祉施設(広域型特養)ではサテライト型居住施設の整備はできません。(基準省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」参照)</p>
2	<p>1) 既設の特養(ユニット型)に増築で特養(従来型)を渡り廊下で接続する場合の指導事項はありますか。その場合、既設の調理室、機械浴室等を兼用することで、増築側でその室を設けない、またはコンパクトに計画してよろしいですか。</p> <p>2) 施設整備チェックリストの居室「入所者1人当たり床面積は、収納部分を含み10.65㎡以上(収納設備等を除き、4.95㎡以上)とすること」とありますが、別添資料多床室Bタイプについて多床室内の内法面積合計をその室の人数で割った数値が10.65㎡以上とする考え方でよろしいですか。 (パーティション内が10.65㎡に満たなくても)</p>	<p>1) 既設の特養に増築で特養を渡り廊下で接続する場合の指導事項については、募集要項 第2章 1応募資格 (3)設備要件等 に記載のとおり、関係法令や通知を遵守し、事業運営に支障がない計画をお願いします。調理室、機械浴室等の兼用の設備に関する基準は、基準省令「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の記載にあるとおりです。</p> <p>2) 貴見は基準省令「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」は満たすものであり、法令上問題ありません。なお、本市の募集にあたっては基準省令の改正後も、居室の有効面積は13.2㎡以上を基本と考えています。</p>